

少額投資非課税口座申込書 兼 非課税口座開設届出書（郵送用）

◎この申込書では、少額投資非課税口座（つみN枠・成長N枠）をお申込みいただけます。

※本届出書ではつみたて投資枠（NISA）を「つみN枠」、成長投資枠（NISA）を「成長N枠」と表記します。

【ご留意事項】必ずお読みいただき、少額投資非課税口座（以下、NISA口座）をお申込みください。

- (1) 当行でNISA口座を開設するには、投資信託口座が必要です。
 - (2) NISA口座は、すべての金融機関を通じて、1人につき1口座しか開設できません（金融機関を変更した場合を除く）。一定の手続の下で金融機関の変更を行い、複数の金融機関でNISA口座を開設することになる場合でも、保有する株式投資信託等を変更後の金融機関に移管することはできません。また、金融機関を変更しようとする年分の非課税投資枠で、既に株式投資信託等を購入（買付）していた場合（分配金再投資を含む）、その年分について金融機関の変更はできません。
 - (3) 当行のNISA口座では、株式投資信託のみをお取り扱いしております。
 - (4) NISA口座は、開設にかかる、税務署の審査が完了するまで金融機関の変更および廃止はできません。
 - (5) NISA口座の損失は、特定口座や一般口座で保有する他の投資信託の売買益や配当金との損益通算ができず、当該損失の繰越控除もできません。
 - (6) NISA制度では、年間の非課税投資枠（つみN枠120万円、成長N枠240万円）と非課税保有限度額（総枠）（つみN枠・成長N枠あわせて1,800万円、うち成長N枠1,200万円）の範囲内で国内株式投資信託の購入を行うことができ、当該商品から生じる配当所得および譲渡所得等が非課税となります。
 - (7) 投資信託における分配金のうち元本払戻金（特別分配金）はそもそも非課税であり、NISA制度においては制度上のメリットを享受できません。
 - (8) 基準経過日（NISA口座につみN枠を初めて設けた日から10年を経過した日および同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日）に、当行は、NISA口座を開設しているお客さまの氏名・住所について、所定の方法で確認します。確認期間（基準経過日から1年を経過する日までの間）内に当該確認ができない場合には、NISA口座への上場株式等の受け入れができなくなります。
 - (9) NISA取引は「受渡日」が属する年の非課税投資枠を利用します。「購入日」が「月末日」等の場合で、「投信つみたて」の12月購入分の「受渡日」が翌年となる場合は、翌年の非課税投資枠を利用します。
- (※) 当行または他の金融機関で、2018年以降のNISA口座の開設をお申し込み（2017年以前のNISAが継続した場合を含みます）されたことがある場合、NISA口座は、税務署の審査が承認となり、当行所定の手続きが完了した後に開設されます（通常、お申し込みから1ヵ月半程度で手続きは完了いたします）当行所定の手続きが完了した場合、その旨をご登録のメールアドレス宛にEメールでご連絡します。

〈つみN枠について〉

つみN枠で購入を行うためには、つみN枠に係る投資信託継続購入プランの申込が必要です。投資信託継続購入プランに基づいて、定期かつ継続的な方法により対象商品の購入が行われます。

つみN枠の対象商品は、長期のつみたて・分散投資に適した一定の投資信託に限られます。

当行は、つみN枠に係る投資信託継続購入プランにより購入した投資信託の信託報酬等の概算値を、原則として年1回通知します。

〈成長N枠について〉

成長N枠の対象商品は、NISA制度の目的（安定的な資産形成）に適したものに限られます。

当行の成長N枠で購入可能な商品は、以下条件をすべて満たす一定の投資信託に限られます。

- ① 信託期間が20年以上または無期限であること
- ② 一定のデリバティブ取引が用いられていないこと
- ③ 毎月分配型でないこと

〈非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する規定について〉

非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する規定は当行ホームページに掲載しています。

書面をご希望の場合は、窓口担当者にお申し出ください。

<https://www.bk.mufg.jp/regulation/index.html>



（お客さまお手元保管分）

少額投資非課税口座申込書 兼 非課税口座開設届出書（郵送用）

お客さまご記入欄

租税特別措置法第9条の8及び同法第37条の14第1項から第4項までの規定の適用を受けたいので、同条第5項第1号の規定により、この旨届け出ます。申込書表紙【ご留意事項】に同意の上、以下を申し込みます。

お手数ですが、すべての太枠内にご記入・チェックください。

ご記入日	(西暦) 20 年 月 日	(※) ご記入日が未記入、不整合な場合は、 当行受付日をご記入日として取り扱います。
ご住所	都道府県	
お電話番号	- -	
生年月日	(昭和) (平成) 年 月 日	(※) 昭和か平成、いずれかに○をしてください。
ご署名	(フリガナ)	

店番		
普通預金口座 番号		(※) NISA口座の設定をご希望の投資信託口座をお持ちの店舗の店番・普通預金口座 番号をご記入ください（ご不明の場合は、キャッシュカードをご確認ください）。

なお、投資信託口座の設定のない店番・口座番号をご記入、または既に別の口座でNISA残高を保有の場合は、ご記入の店番と異なるお取引店にNISA
口座/NISA枠を設定することがありますのでご了承ください。
また、投資信託口座を複数保有している場合は、以下の優先順位に則って口座開設させていただきます。
①NISA口座②特定口座③一般口座

〔以下、任意です。お差支えなければ記載の選択肢から選びご記入ください。〕

(1) 金融機関変更前のご利用の金融機関

選択 番号	①ネット証券会社 ②証券会社（①以外） ③銀行（三井住友銀行、みずほ銀行） ④銀行（上記③以外） ⑤その他（ ）
----------	--

(2) 当行を選択頂いた理由

選択 番号	①引落口座と同じ銀行で管理したい ②取扱い商品・商品数が多いから ③取引特典・キャンペーンがあったから ④担当者に相談できるから ⑤その他（ ）
----------	--

銀行使用欄

本人確認資料（所得税法・ 租税特別措置法に基づく告知）	個人番号 登録有無	個人番号届出書	開設する （口座店）	非課税 口座を 営業所	所在地	【別添参照】
・運転免許証（01）（両面） ・健康保険証（04）（両面） ・個人番号カード（31）（表面のみ）	☐ なし	受付不可			支店名	【別添参照】
	☐ あり	不要				

非課税口座に設定しようとする勘定の種類	非課税口座を開設しようとする日の属する年
特定累積投資勘定・特定非課税管理勘定	本帳票に表示の「ご記入日」の属する年

店番	投信口座番号	CIF

本人確認	受付	
実施	再鑑	実施